

第3節 学校における研修の取組について

(1) 年間教職員研修プログラムの作成

問 21 貴校では、各年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラム（年間教職員研修プログラム）を作成していますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。なお、人権教育の全体計画・年間指導計画等の一部として、研修に関する計画を盛り込んでいる場合も、「作成している」とみなします。

- ア 既に作成している
- イ 現在、具体的に作成作業を進めている
- ウ 現在、作成について検討中
- エ 作成していない（検討もしていない）

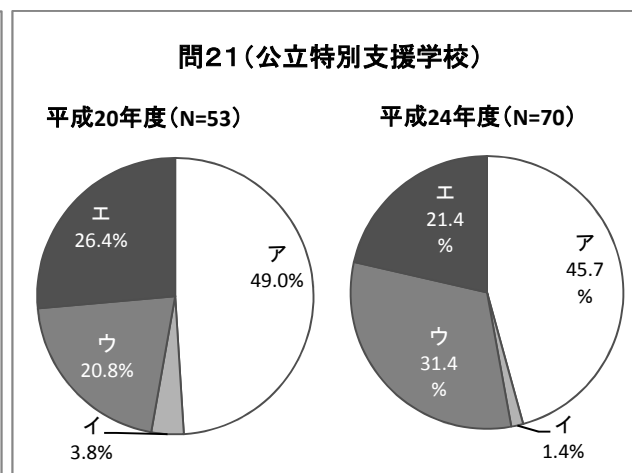
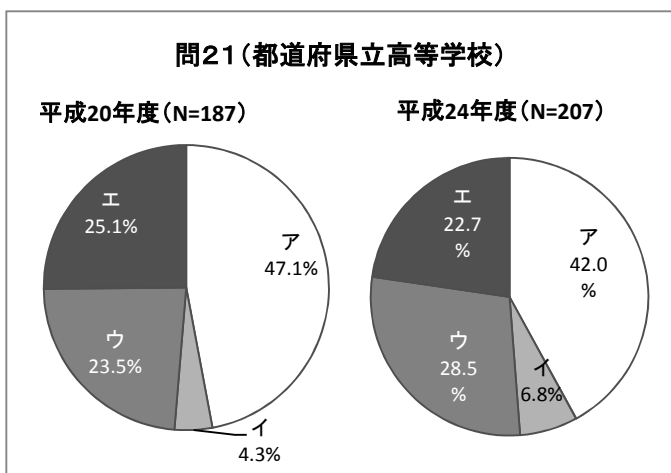
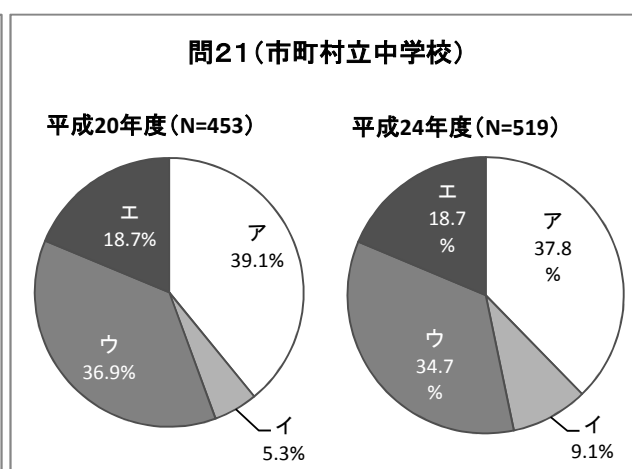
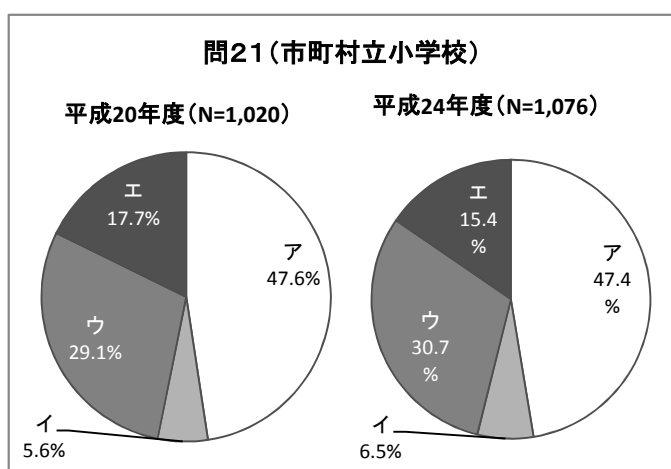
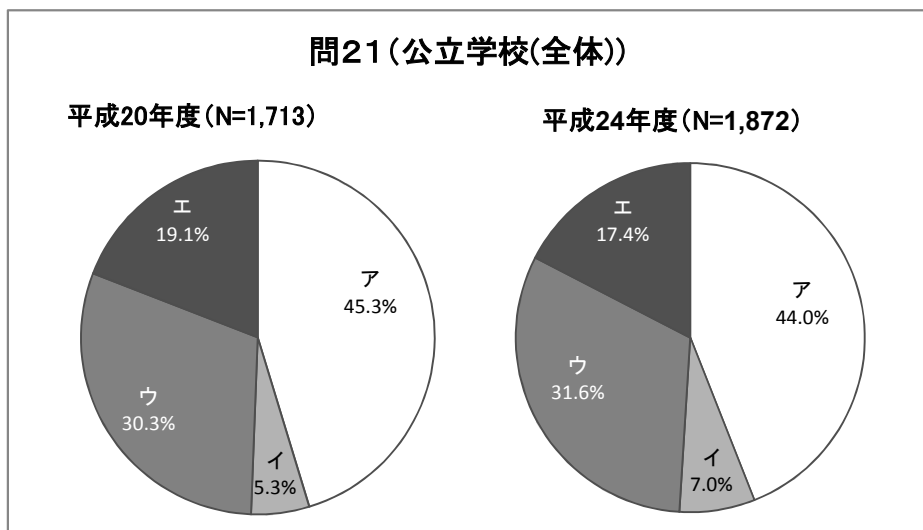
(結果)

研修プログラム（年間教職員研修プログラム）作成の有無について、平成20年度と比べ、全体として、ア及びイの合計が0.4ポイント増加し51.0%、ウは1.3ポイント増加し31.6%、エは1.7ポイント減少し17.4%となっている。

(分析)

平成20年度と比べ、「ア 既に作成している」及び「イ 現在、具体的に作成作業を進めている」の割合が依然として約半分であるが、「エ 作成していない（検討もしていない）」学校は総じて減少傾向にある。しかしながら、全体として作成の取組が積極的に進んでいるとは考えにくい状況にあり、より一層の改善を求めたい。

問21



問 22 貴校では、人権教育に関わる校内研修の内容や方法を検討するに当たり、主にどのような資料を活用していますか。次のア～コのうちから当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。(※平成24年度調査において追加した設問)

- ア 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」
- イ 都道府県の人権教育推進方針・計画
- ウ 市区町村の人権教育推進方針・計画
- エ 都道府県の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等
- オ 市区町村の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等
- カ 人権教育を推進する大学や研究機関等が作成した文書や資料等
- キ 人権教育に関連する市民団体等が作成した文書や資料等
- ク ユネスコなど、国連組織の作成した文書や教材等
- ケ その他
- コ 特に検討を行っていない・参考としている資料は特になし

(結果)

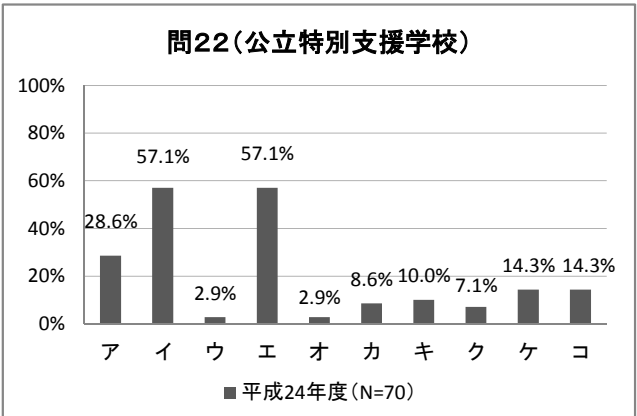
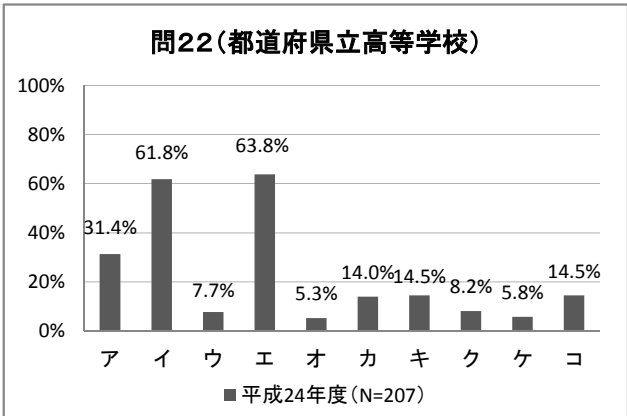
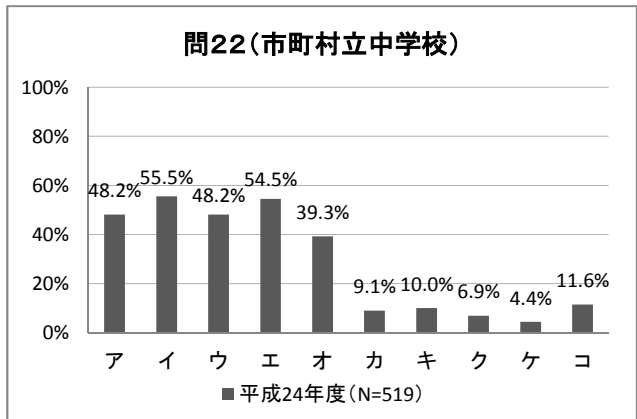
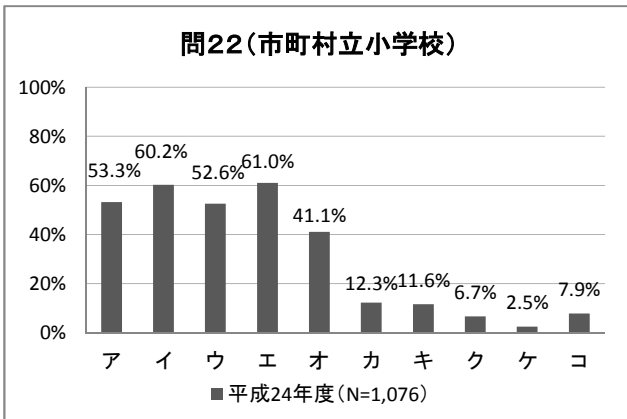
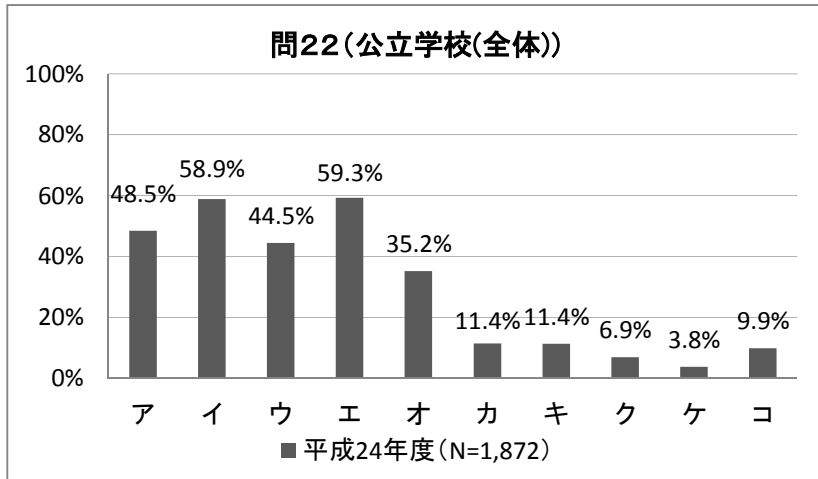
学校が、人権教育に関わる校内研修の内容や方法を検討するに当たり主にどのような資料を活用しているかについて、全体として、エが最も高く59.3%、次いでイが58.9%、アが48.5%、ウが44.5%、オが35.2%となっている。これに対し、クは6.9%、キは11.4%、カは11.4%となっている。なお、コは9.9%となっている。

(分析)

校内研修の内容・方法を検討するに当たって主として活用されている資料についても、先の問6、問13の場合とほぼ同様の実態となっている。

校内研修では、人権教育の指導内容だけでなく、人権教育における指導方法に関わる実践的技術の面も重要となることを考慮すると、今後は [第三次とりまとめ] 自体や人権教育を推進する大学や研究機関、市民団体等、ユネスコ等の国際機関等が開発した資料や手法等をより積極的に取り入れることが望まれる。

問22



(2) 研修内容

問 23 人権教育に関わる校内研修の一環として、貴校では、児童生徒の理解等のための研修に、これまで、どの程度取り組んできましたか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア よく取り組んでいる
- イ どちらかといえば、取り組んでいる
- ウ 余り取り組んでいない
- エ 全く取り組んでいない

(結果)

人権教育に関わる校内研修における児童生徒の理解等のための研修への取組状況については、平成20年度と比べ、全体として、アが3.1ポイント減少し30.1%、イが0.6ポイント減少し51.4%、ウが3.0ポイント増加し16.7%、エが0.7ポイント増加し1.8%となっている。特に、中学校及び特別支援学校においてアと回答した学校の割合の減少が大きい。

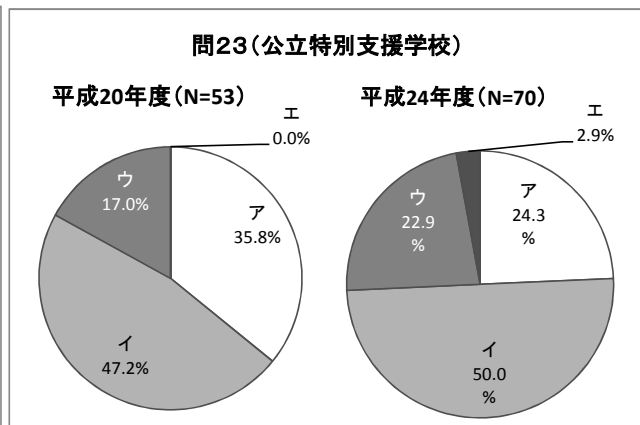
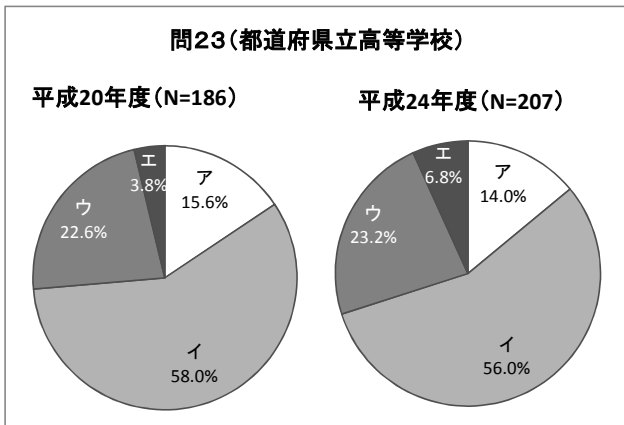
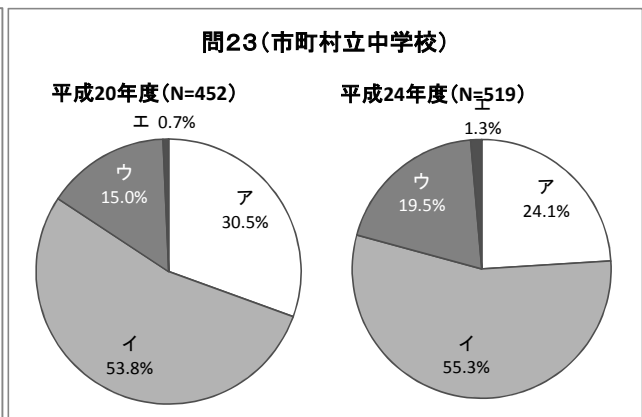
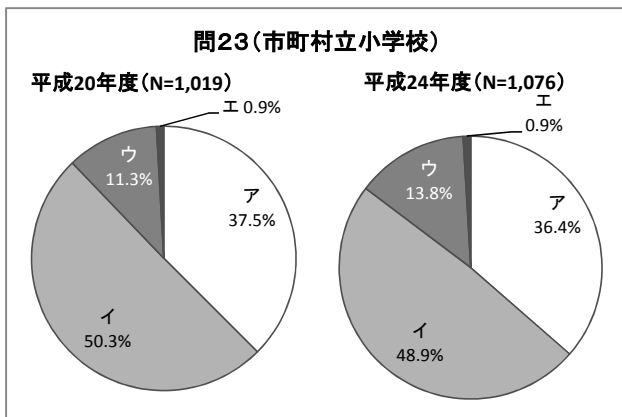
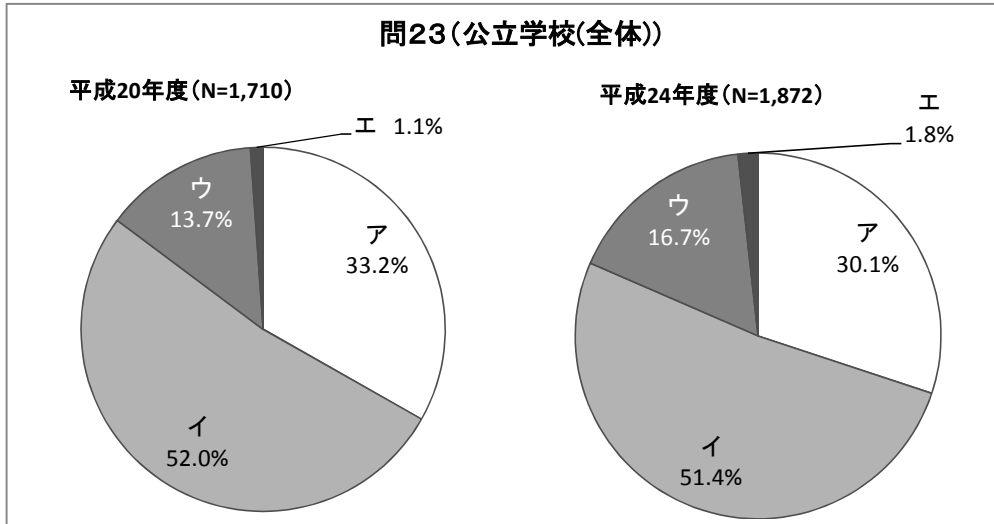
(分析)

平成20年度と比べ、児童生徒の理解等のための研修に対する取組状況は概して十分に組み込まれていると考えられるものの、前回に比べるとやや減少しており、特に中学校・特別支援学校で顕著である。

児童生徒の豊かな人権感覚を育てていくためには、学校・学級において自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるような環境づくりを進めていくことが重要である。

今後とも、教職員が学校・学級の雰囲気(「隠れたカリキュラム」)の意義を人権教育の視点からも十分に認識すること、児童生徒の実態把握のための各種調査の実施方法と結果の分析方法等を学ぶ研修等、児童生徒の理解の促進と教員の研修の充実を期待したい。

問23



問 24 人権教育に関わる校内研修の一環として、貴校では、学習教材の理解や授業研究、活動プログラムの導入など、指導に関する研修に、これまで、どの程度取り組んできましたか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア よく取り組んでいる
- イ どちらかといえば、取り組んでいる
- ウ 余り取り組んでいない
- エ 全く取り組んでいない

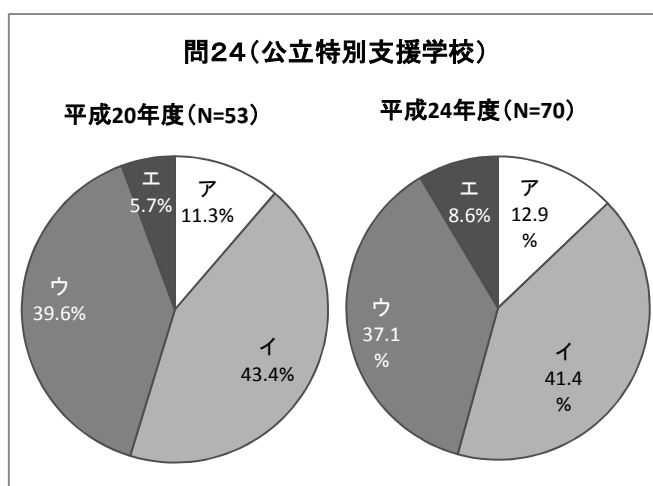
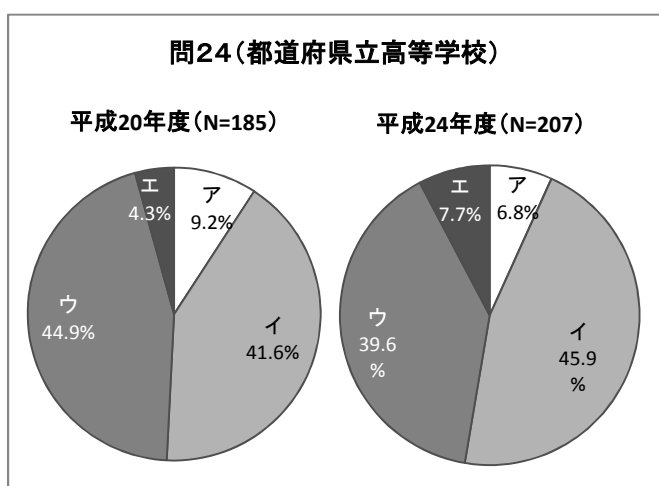
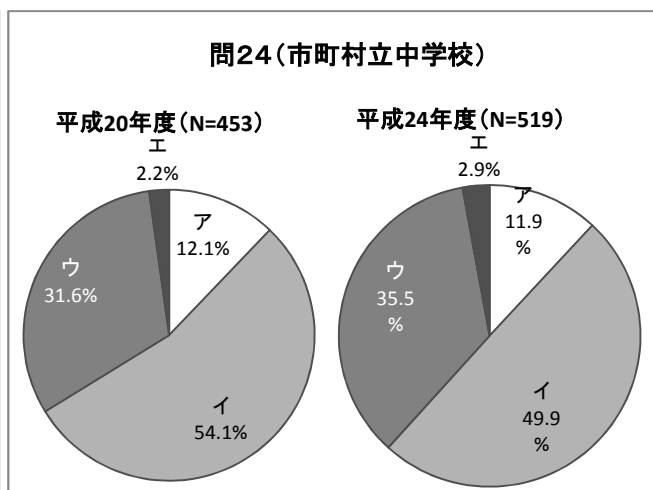
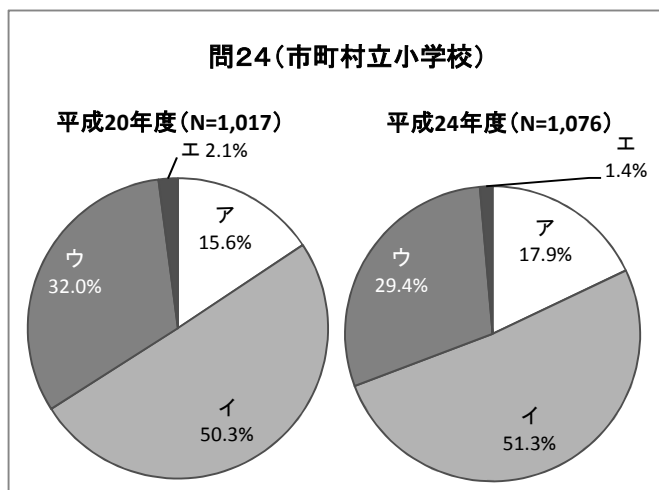
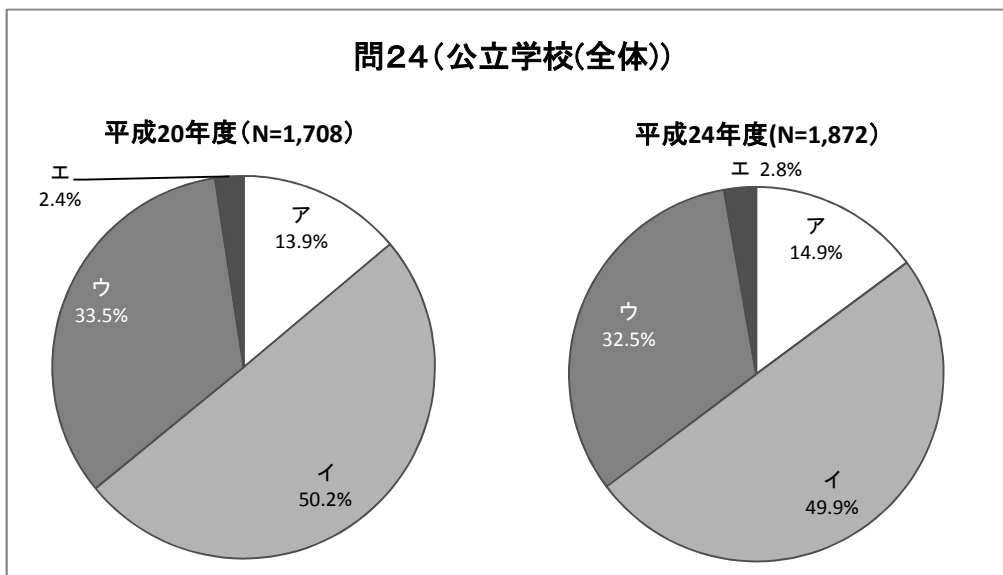
(結果)

人権教育に関わる校内研修における指導に関する研修への取組状況について、平成20年度と比べ、全体として、アが1.0ポイント増加し14.9%、イが0.3ポイント減少し49.9%、ウが1.0ポイント減少し32.5%、エが0.4ポイント増加し2.8%となっている。なお、中学校では、ア及びイが4.4ポイント減少し61.8%と、他の学校種と比べて取組状況が後退している。

(分析)

前回の調査において、約36%の学校が学習教材の開発・作成等に関する研究協議や具体的な授業実践に基づいた指導に関する研修に取り組んでいないとの状況であったが、今回もその状況については改善が見られるに至っていない。特に中学校では、取り組んでいると回答した学校の割合が顕著に減少している。今後は教育委員会による支援の拡充と、各学校における研修の充実を求めたい。

問24



問 25 人権教育に関わる研修の一環として、貴校では、家庭・地域との相互理解に関する研修に、これまで、どの程度取り組んできましたか。次のア～エのうちから最も当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア よく取り組んでいる
- イ どちらかといえば、取り組んでいる
- ウ 余り取り組んでいない
- エ 全く取り組んでいない

(結果)

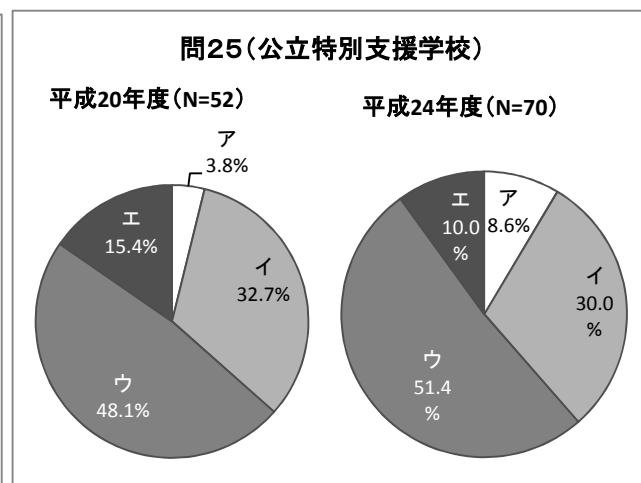
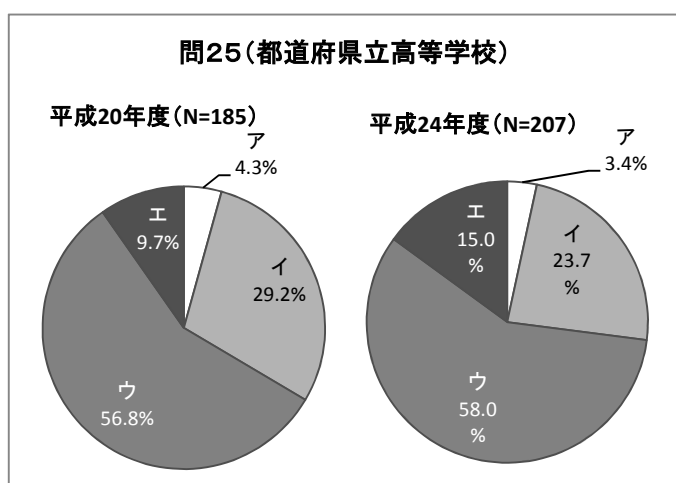
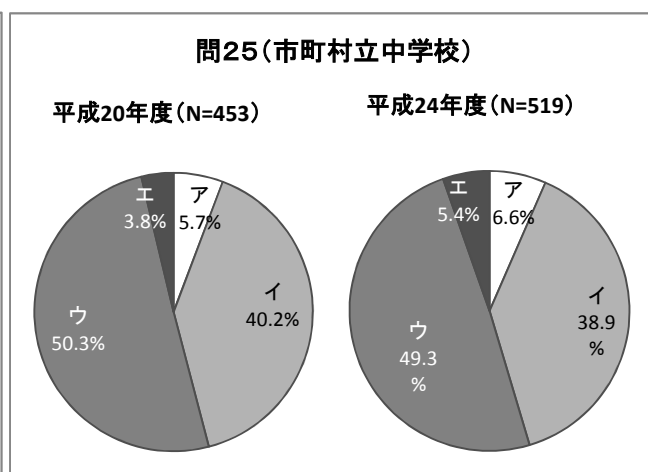
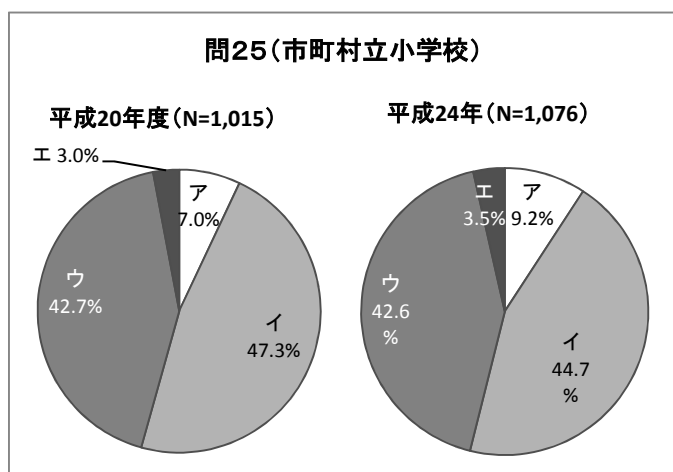
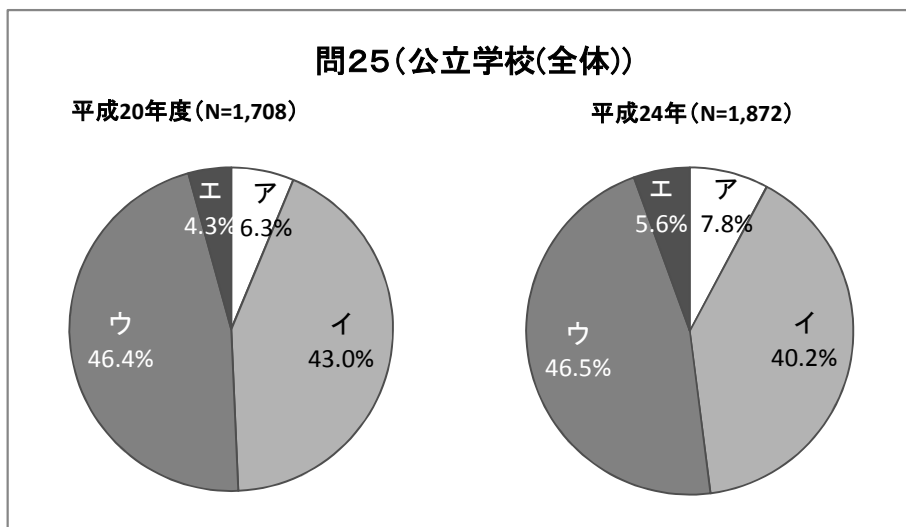
人権教育に関わる校内研修における家庭・地域との相互理解に関する研修への取組状況について、平成20年度と比べ、全体として、アが1.5ポイント増加し7.8%、イが2.8ポイント減少し40.2%、ウが0.1ポイント増加し46.5%、エが1.3ポイント増加し5.6%となっている。

(分析)

児童生徒の人権感覚を育むするには、学校・学級だけに限らず家庭や地域など児童生徒の生活の場となる環境においてどのような雰囲気づくりがなされているかが重要である。

学校には、児童生徒の教育に取り組む不可欠なパートナーとして家庭や地域を捉え、より積極的に啓発や連携を図るよう求めたい。

問25



問 26 貴校では、人権教育に関わる研修として、今後、どのような内容についての研修を、重点的に進めていきますか。次のア～ケのうち特に力を入れたいと考えているものを、三つまでの範囲で選び、回答様式にてお答えください。

- ア 児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容
- イ 聞く技術、話す技術を始め、児童生徒との対話・対応スキルに関する内容
- ウ 児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容
- エ 様々な人権課題に関する内容
- オ 人権教育の教材に関する内容
- カ 学校における人権教育のカリキュラム、授業等で使える学習プログラム等に関する内容
- キ 人権学習への主体的参加意欲の喚起、効果的な発問、気付きへの導きなど、人権教育の指導技術に関する内容
- ク 家庭・地域への情報発信、家庭・地域との意見の交流等に関する内容
- ケ 地域の関係機関*の役割、それらの機関との連携方策に関する内容

(結果)

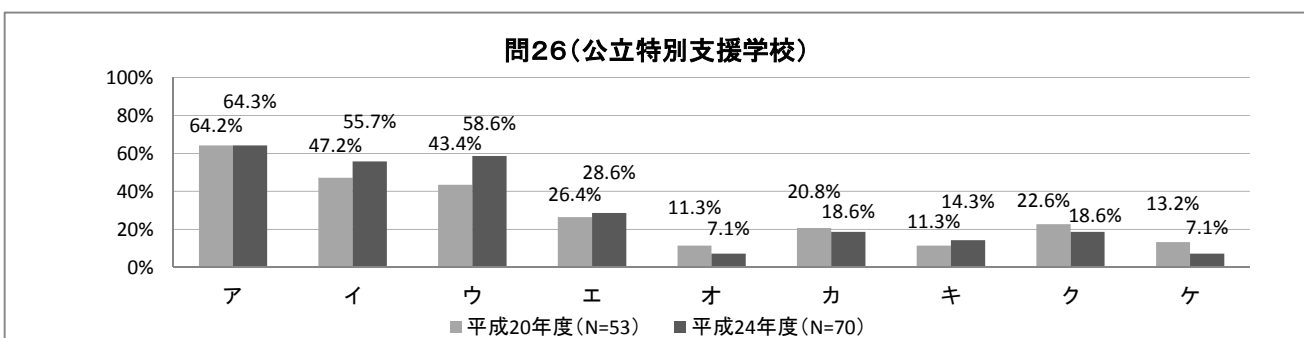
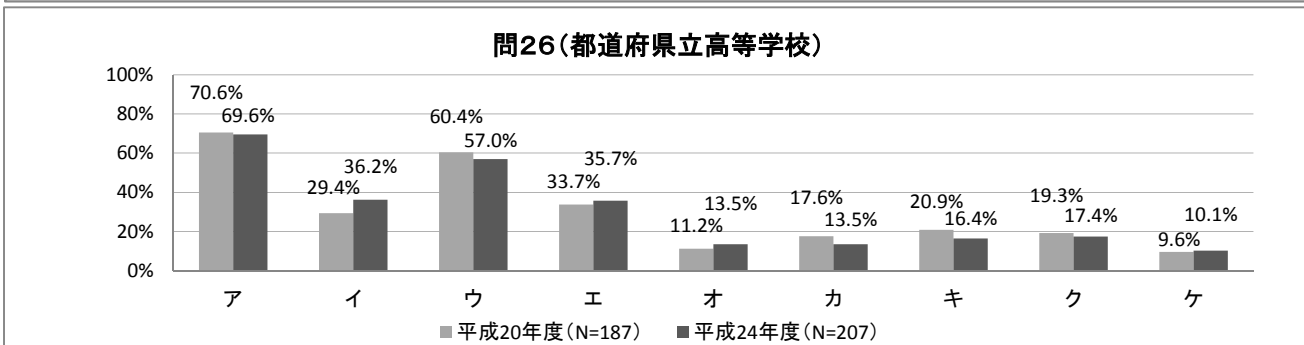
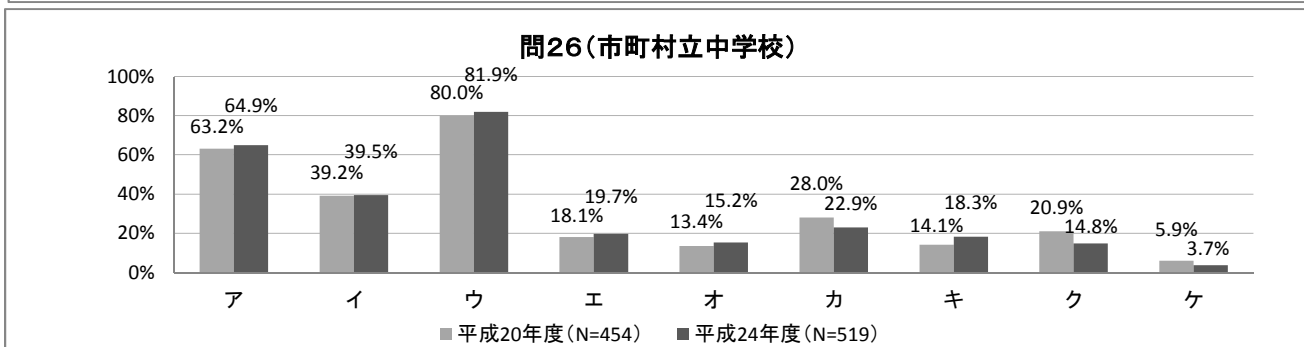
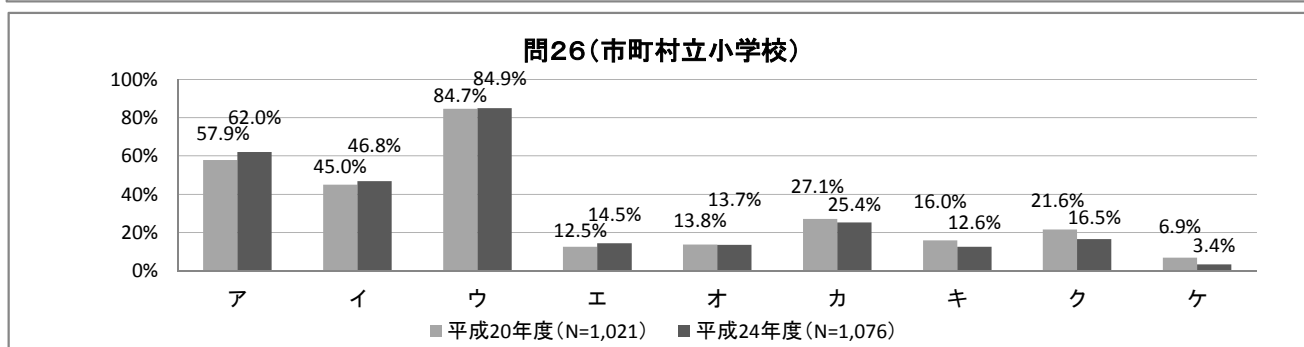
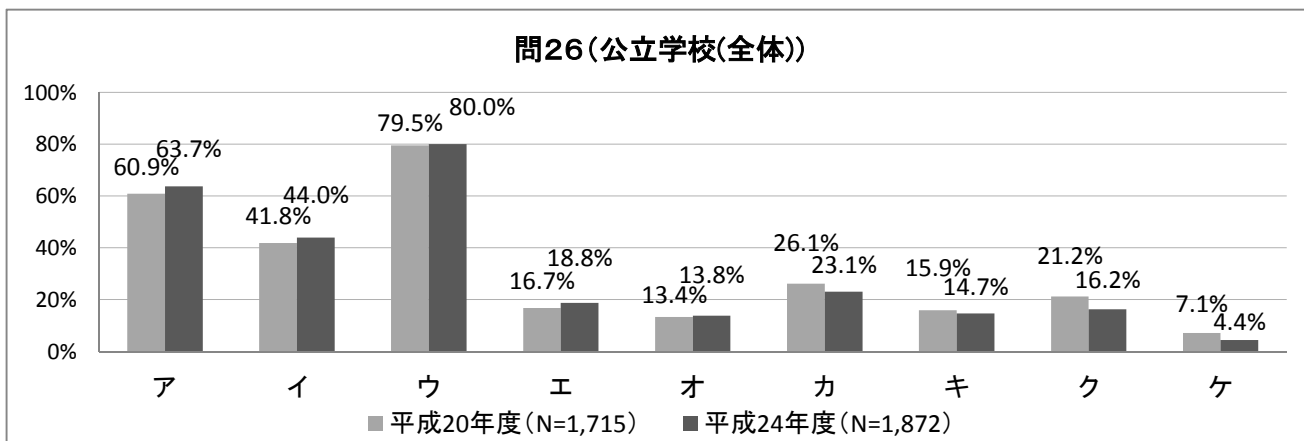
今後の人権教育研修で重点的に取り上げたい内容について、平成20年度と比べ、全体として、全般的な傾向に大きな変化はなく、最も高いウが80.0%、次いでアが63.7%、イが44.0%となっている一方、それ以外は20%から10%台となっている。

(分析)

平成20年度と比べ、人権教育に関わる研修としては、児童生徒の人間関係づくり、学級集団等の集団づくりに関する内容や児童生徒の意識、児童生徒が抱える問題などについての現状・背景等に関する内容といったように、児童生徒を中心として人権感覚の育成に関わる分野を重点的に進めていくべきだと考えている学校が変わらずに多いといえる。

自他の人権を守ろうとする意識、意欲、態度は、人権に関する知的理解の深まりと、人権感覚の高まりが、いわば両輪となることで始めて健全に育まれる。したがって、各学校においては、人権感覚の育成に関わる事柄をめぐる研修と人権に関する知的理解に関する研修の双方が重要である。家庭や地域の関係機関等との連携なども積極的に進めながら、研修の一層の充実を図ることが期待される。

問26



(3) 研修内容

問 27 貴校では、人権教育に関する校内研修等として、どのような方法による研修に力を入れていますか。次のア～キのうち特に力を入れているものを、三つまでの範囲で選び、回答様式にてお答えください。

- ア 基本的に全ての教職員が参加する全体研修
- イ 学年、分掌、教科などのグループ別による課題研修
- ウ 教職員相互による授業評価
- エ 外部講師、伝達講師等の講義を聴く、ビデオ教材を視聴するなど講習型の研修
- オ 授業研究、学習プログラムや指導案、教材等の作成など、実習・演習型の研修
- カ ディスカッション、ロールプレイング、ワークショップ等の手法やゲームなどを取り入れた参加体験型の研修
- キ 施設の訪問、フィールドワークなど地域等に出かけて行う研修

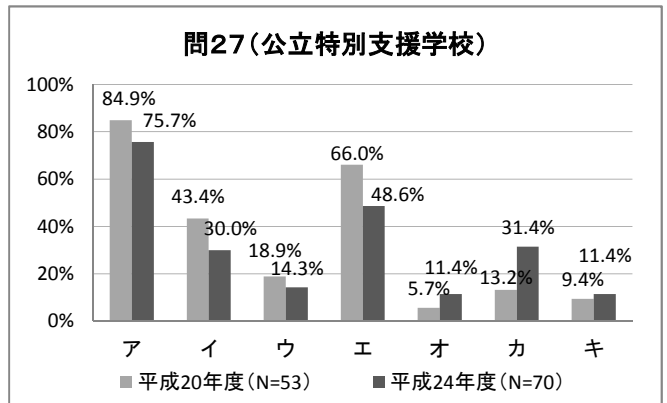
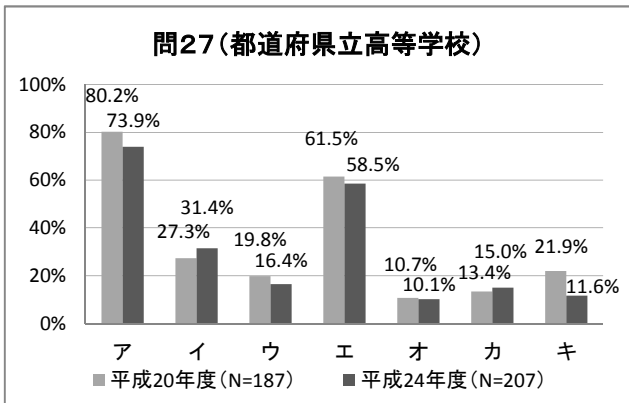
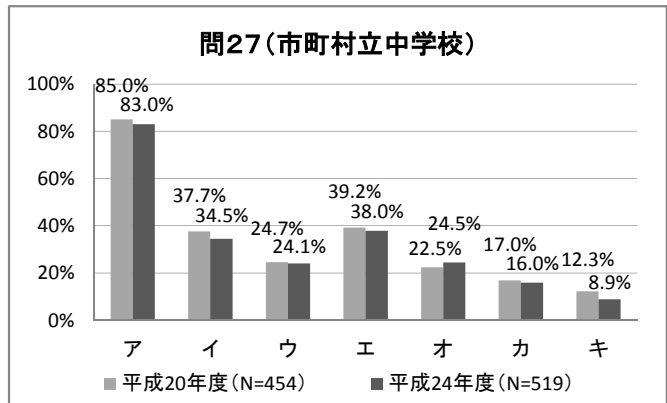
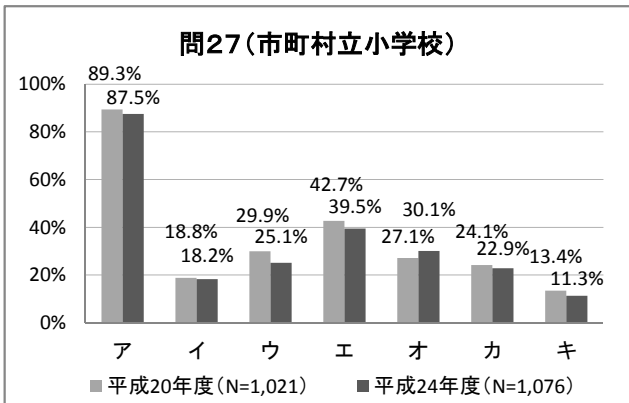
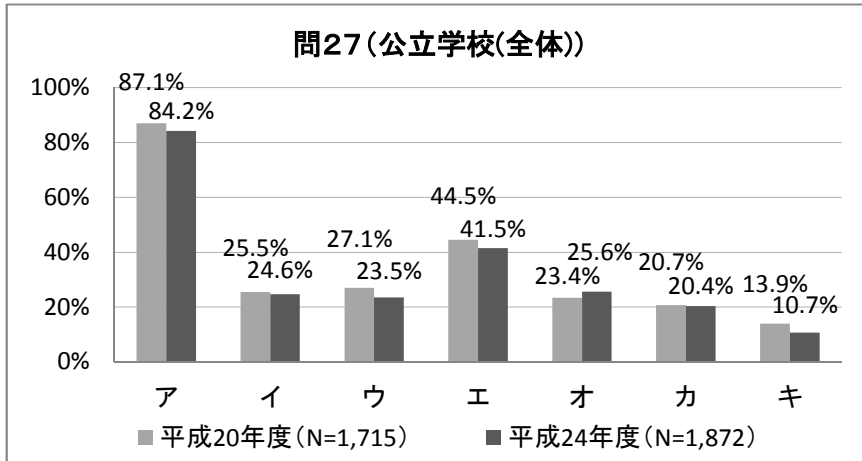
(結果)

人権教育に関わる校内研修等の形態について、平成20年度と比べ、全体として、全般的な傾向に大きな変化はなく、最も高いアが84.2%、次いでエが41.5%となっている。また、最も割合が低い項目はキで10.7%である。

(分析)

エからキまでの研修の形態別の回答状況については、講習型がやや減少する一方、実習・演習型がやや増加しており、わずかながら講習型からそれ以外の形態への移行が見られる。人権尊重の理念を理解しそれを確実に身に付けるためには、参加体験型やフィールドワーク型の研修が更に活性化されることが必要であり、研修形態の改善を期待したい。

問27



第4節 その他

問28 学校における人権教育の推進に関し、貴校が、現在特に積極的、重点的に取り組んでいる事項、今後特に積極的、重点的に取り組もうとしている事項等がありましたら、回答様式の所定欄に記入してください。

(結果)

教職員研修、家庭・地域との連携、学校間の交流・連携、児童生徒の自尊感情の醸成、教職員の人権感覚育成といった事項に関する意見のほか、同和教育、いじめ・体罰・不登校や道徳教育、特別支援教育、外国人子女教育等に関する意見など、様々な意見が寄せられている。

(分析)

前回に引き続き、教職員の人権感覚の向上等、人権教育の中核的な事項から、いじめ・体罰・不登校や特別支援教育など、各学校における喫緊の課題と思われる事項まで、多岐にわたる意見が出されている。各学校の実情は様々であり、課題も一様ではないが、こうした気運が国の内外における人権教育の推進の動きと相まってますます高まることが期待される場所である。こうした観点から、各学校が〔第三次とりまとめ〕の趣旨を踏まえ、それぞれの課題について、人権教育の観点から取り組んでいくためには、文部科学省や都道府県・市町村教育委員会による支援等を引き続き充実していく必要がある。

なお、第2章の問2への回答における「エ 日常の様々な場面における教職員の言動等に配慮する」、並びに問14への回答における「オ 自己についての肯定的態度（自尊感情など）」の割合が増加していることは、学校における「いじめ」問題への取組において人権教育が果たす役割への認識の深まりを示す一例であるとも考えられる。こうした認識の普及徹底を期待したい。

	問28に対する回答（抜粋）
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「教員の人権感覚の向上」「児童の自己肯定感・自尊感情の向上」 ・特別支援学校、保育園等との交流活動や外部人材を活用した道徳授業等。 ・「いじめ」「暴言」の撲滅。 ・部落差別を解消するための人権・部落問題学習の実践、及び保護者啓発。 ・共感的な人間関係を築ける集団の育成。 ・ケータイ、インターネット等に関する人権問題。 ・児童間で問題解決できるようなコミュニケーション能力と自治力の育成。 ・第三次とりまとめの具体化。 ・人権学習に関する教材研究を深めること。 ・地域や保・幼・小・中・高や関係機関との連携の強化（0歳から18歳までの育ちを支援する）。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・若手教員の増加する中で、教職員研修を更に充実させる必要がある。特に、歴史的事実やこれまでの地域とのつながりについて、また、人権学習の指導方法について研修を深めている。 ・人権学習の授業内容の見直しや教材の選定・開発を今後も続けていく。 ・生徒相互の尊重意識を高める人権教育の推進。 ・インターネット、携帯等に絡む人権侵害の抑制と予防。 ・地域の人権課題を明らかにし、将来の地域住民である生徒の確かな人権感覚と人権尊重スキルを育成すること。 ・多文化共生に関する取り組み。 ・特別支援教育に対する理解教育、命に関する教育、男女共同参画社会にむけての教育（デートDVなど）。
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育に力を入れている学校であるので、外国人に対する、あるいは諸外国での人権課題に積極的に取り組みたい。 ・発達障害のある生徒への対応が難しさを増しているため、障害のある人にかかる人権課題に積極的に取り組みたい。 ・校種間の連携を実践していく。 ・教職員の人権意識の高揚や豊かな人権感覚の涵養。 ・学年をまたいだ人権教育計画の継承。 ・3年間の人権教育ストーリーの構築。 ・外部研修会等の職員全体への還元。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心と自立の力の育成。 ・企業等への産業現場における実習。 ・人権問題をより具体的にまた自己の問題として考えていくためのディスカッションを通じた研修。 ・障害認識を核にした自己認識、及び自尊感情の高揚。 ・児童・生徒間の世代を超えたつながり、人間関係の形成。 ・児童生徒の理解。虐待を受けた生徒の心身のケア。体罰の防止。

問 29 文部科学省は、平成24年5月に初めて「人権教育に関する特色ある実践事例集」をホームページにおいて公開しました。この事例集について、貴校においては何らかの形で活用されていますか。次のア、イのうちから当てはまるものいずれか一つを選び、回答様式にてお答えください。(※平成24年度調査において追加した設問)

- ア 活用している
- イ 活用していない

(結果)

ホームページにおいて公開している「人権教育に関する特色ある実践事例集」を何らかの形で活用されているかについて、全体として、アが19.7%、イが80.3%となっている。

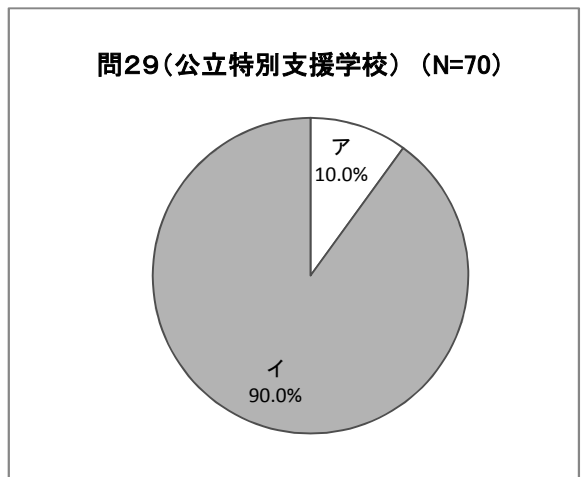
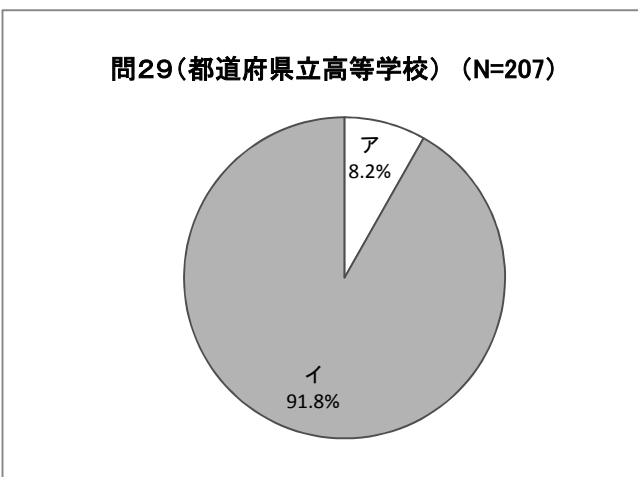
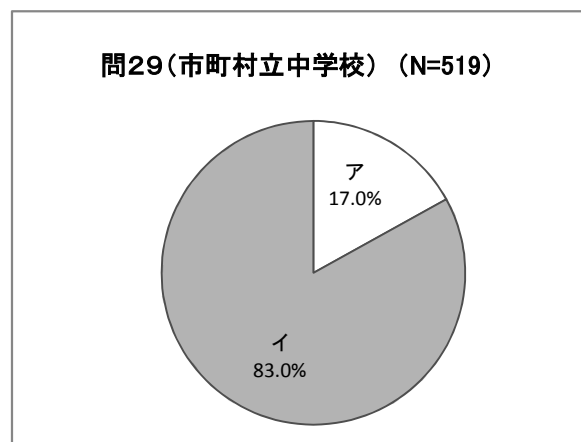
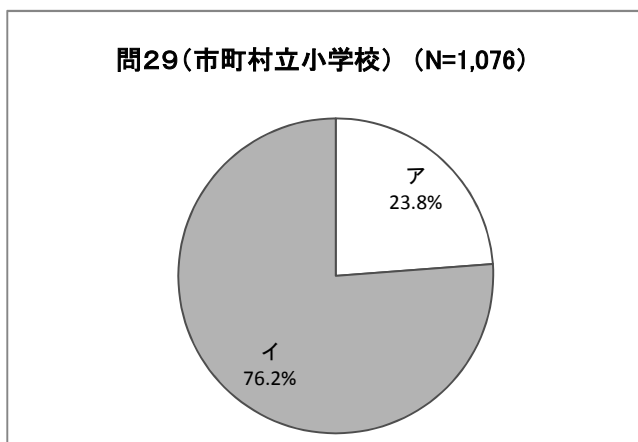
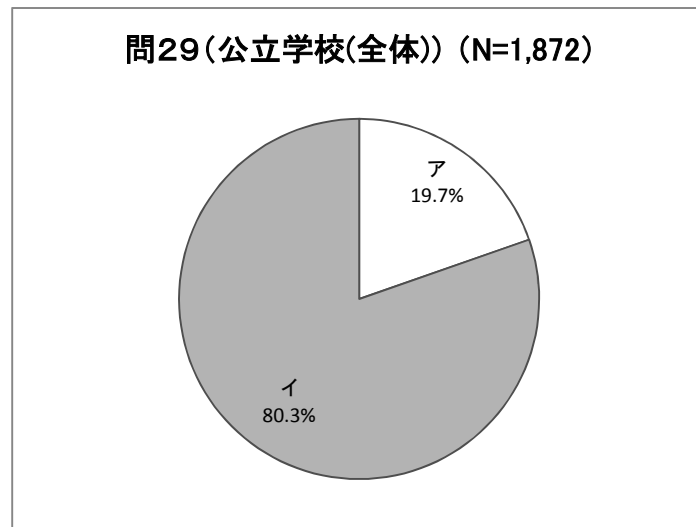
(分析)

文部科学省においては、学校における人権教育の一層の推進に資するため、[第三次とりまとめ]等の趣旨を踏まえた特色ある実践事例を、平成24年度から、ホームページにて紹介しているが、その活用が十分に進んでいるとは言いがたく、文部科学省や教育委員会の周知の手法に工夫がなされることを期待する。実践事例は、以下の通り特定の観点に着目し、その観点から取組内容を詳しく紹介する内容となっていることが特色である。当該学校の取組の方向性等に応じて積極的に活用されることを求めたい。

【「人権教育に関する特色ある実践事例集」の事例特定の観点】

- ・ 学校全体として人権尊重の視点に立った学校づくりが組織的かつ効果的に進められている
- ・ 地域や関係諸機関との積極的な連携・協力が行われている
- ・ 価値的・態度的側面のみならず、知識的側面や技能的側面に関する指導がバランスよく行われ、実践力・行動力の育成につながっている
- ・ 学校種間の接続・一貫性を追求している
- ・ 各教科等における特徴的な指導が行われている
- ・ 個人人権課題をテーマとして効果的に取り扱っている
- ・ 協力的・参加的・体験的な学習を効果的に進めている
- ・ その他指導内容や指導方法において特徴ある工夫が行われている
- ・ 指導に関する校内研修の工夫改善に取り組んでいる

問29



問 30 貴校における人権教育の推進に当たり、学校に対する支援策として今後文部科学省に望む取組等がありましたら、回答様式の所定欄に自由に記入してください。(※平成24年度調査において追加した設問)

(結果)

370の学校が回答をしており、その主な内容としては、ウェブサイトを通じた実践事例の継続的な公表、DVDなど視聴覚教材の開発・提供、人権教育の専門家の配置などの取組を望んでいる。

	問30に対する回答（抜粋）
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・実践事例集のさらなる充実。 ・人権教育の実践に関する最新の情報公開。 ・具体的に使用できる教材（DVD等）の配付をお願いしたい。 ・授業にすぐに使える人権教育に関する教材開発及び資料 ・人権教育を十分に実施できる時数の確保が望まれる。 ・外部人材を積極的に活用するための財政的支援。 ・人権教育推進教員等の人的支援と予算の確保。 ・人権教育を推進するための専任の教員の配置。 ・人的措置を図って頂きたい。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育に関する特色ある実践事例集」のさらなる充実。 ・多様な人権問題を学習する上で必要な資料や教材の提供、実践事例の紹介など。 ・DVDなどの映像資料の充実。 ・人権教育の小・中・高の年間指導計画のモデル例を示してもらいたい。 ・人権教育を進めるための授業時数を確保できるカリキュラムの作成。 ・人的配置の充実。 ・人権に関する講演会・研修会での講師の紹介。 ・研修ができやすくなるような時間的な余裕。 ・小中連携を見通した教師用資料の作成。
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も実践事例集などの情報提供を頂きたい。 ・高等学校で具体的に取り組める人権教育の事例集をより多く出してもらいたい。 ・DVDなどによる適時性に富んだ教材の提供。 ・現場で使いやすい、読みやすい実践事例やワーク集。現場は年々多忙になっており、また若い教職員が増えています。理念的な文書では、取り組みが広がらないと思います。 ・外部講師を招く場合の費用の援助、予算（図書、ビデオ等）の拡充。 ・教員の増員。 ・「人権教育」と「道徳教育その他の学校における教育活動」との重なりがあると考えており、関連等を分かりやすく示していただけると学校現場で一層の推進が図られると考える。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・実践事例集の作成を来年度以降もお願いしたい。今年度は公開されたことに気づかなかったので活用できなかったが、今後は活用していきたい。 ・人権に関する視聴覚教材（DVDなど）、もう少し現在の時代に即したものとありがたい。 ・幼児児童生徒の（障害の）実態に合った教材の検討（字幕対応の検討）をしていただけたら、有り難く思います。 ・教員研修用プログラム、資料の作成。 ・講師招聘にかかる予算の計上。 ・特別支援学校における人権教育の在り方や配慮事項の指針。 ・特別支援教育や保護者への支援に関わる人員と予算の確保、環境整備をお願いしたい。

おわりに

本報告書は、平成20年度及び平成24年度に行った「人権教育の推進に関する取組状況の調査」の結果を比較することを通じて、この4年間における人権教育の取組の推進状況、並びに今後の推進に当たり依然として残されている課題を把握・検証し、それらの分析を通じて今後の人権教育の推進に向けた方途を探るべく、ここにその結果を示すものである。

その内容は以下のように総括することができる。

まず、各教育委員会や学校における人権教育の取組については、前回同様、概ねその定着が図られているといえるが、前回調査の結果と比べてみても、残念ながら、大きな進展が見られるという状況にまでは至っていない。

例えば、人権教育の取組を進めるための羅針盤となる推進方針・計画の策定状況は、前回調査の結果と比べ、全般的にはやや改善されているとはいえ、依然としてこれらを策定していない機関が、都道府県教育委員会のうち5、全市町村教育委員会のほぼ半数【第1章問1】、全学校の約4分の1【第2章問3】にものぼっている。

また、人権教育を進めるに当たり重要な役割を担う人材の研修状況については、6の都道府県教育委員会、全体の約半分の市町村教育委員会において、人権教育担当者等向けの研修が依然として実施されていない状況である【第1章問12】。また、全体の半分以上の学校において、年間教職員研修プログラムが作成されていない【第2章問21】。

一方、人権教育の推進に積極的な教育委員会や学校を中心として、人権教育の取組が着実に進捗している部分もある。

例えば、教育委員会独自の人権教育推進の取組として、前回調査の結果と比べ、2多い29の都道府県、23多い276の市町村において、人権教育の研究指定校・指定地域等の指定が行われるようになっている【第1章問6】。また、5多い36の都道府県、81多い356の市町村において、教育委員会独自の調査研究や教材・資料の作成等が行われている【第1章問7】。

また、教育委員会においては、[とりまとめ]の広報・周知のための取組が活発に行われているほか【第1章問11】、前回調査の結果と比べ、12多い26の都道府県、12多い80の市町村において、[第三次とりまとめ]を踏まえた解説や内容理解のための資料等を積極的に作成している。

このように、教育委員会や学校におけるこの4年間の人権教育の取組状況を見渡してみると、全般的な概況としては、残念ながら教育委員会や学校における人権教育の取組に大きな進展が見られるとまでは言えない一方で、教育委員会の取組においては、一部に積極的かつ継続的に人権教育の取組を推進している状況を確認することができる。このような状況を踏まえつつ、前回調査で取り上げた課題も踏まえつつ、今後の課題とその改善に向けた提言を以下に示したい。

1. 教育委員会における取組の活性化

前回の調査結果と同様、都道府県の取組状況が市町村の取組状況を上回っている状況が続いている。人権教育の推進状況調査の実施【第1章問5】、[第三次とりまとめ]を踏まえた独自の取組【第1章問7】、教職員研修の改善・見直しの状況【第1章問17】など、一部には市町村における取組の進展が見られる項目もあり、前回よりもその状況は改善していると言うことができる。

しかし、先に見たように、人権教育の取組を進めるための羅針盤となる推進方針・計画を策定していない機関が、現在でもなお、都道府県教育委員会のうち5、全市町村教育委員会のほぼ半数【第1章問1】、全学校の約4分の1【第2章問3】に及んでいる。これは大きな問題といわざるを得ない。「はじめに」でも触れたように、学校における人権教育の推進は、今日の国際社会共通の課題であり、国連の重要取組事項でもある。「人権教育のための国連10年」から現在進行中の「人権教育のための世界計画第2フェーズ」に至るまで、日本国政府は一貫して極めて積極的に関与し、貢献してきた。この過程で策定された「人権教育及び人権啓発に関する法律」、並びに、「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づいて設置されたのが「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」である。[第三次とりまとめ]は、内外の人権状況や人権教育の理論的・実践的研究成果を踏まえるとともに、今日、特に大きな課題となっているいじめ、体罰、虐待等の子供の人権に係る諸課題を始め、「基本計画」が指摘するいわゆる個人権課題の解決に必要な資質・能力を育成するための人権教育の在り方等を提示している。したがって、これを踏まえた人権教育を学校で推進することは、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会の責任でもあるといえよう。

人権教育の推進方針・計画を未だ策定していない都道府県教育委員会及び市町村教育委員会においては、是非とも早急にその作成作業を進めていただきたい【第1章問全般】。

2. [第三次とりまとめ] についての周知・理解の促進

[第三次とりまとめ]の広報については、都道府県では全て、市町村では約4割が実施するようになり、前回調査と比べて改善が図られていると言える【第1章問10】。しかしながら、こうした周知にも関わらず、人権教育に関する

全体計画・年間指導計画の策定【第2章問6】、指導内容【第2章問13】や校内研修【第2章問22】の検討に当たり、[第三次とりまとめ]を活用している学校は約半数程度に留まっている。

[第三次とりまとめ]の周知の取組には地域差があるが、一部の都道府県や市町村では、[第三次とりまとめ]を踏まえた指導資料などを作成しており、学校がこれらの資料を活用することにより、各地域の実情により即した形で[第三次とりまとめ]の活用が図られている。

教育委員会においては、[第三次とりまとめ]の趣旨を学校現場に更に浸透させるため文部科学省ホームページで公表している人権教育に関する特色ある実践事例の周知を工夫するなど、学校において[第三次とりまとめ]がより一層活用されるための取組をお願いしたい。

なお、[第三次とりまとめ]の周知・徹底については、後述するように、当会議自身も責任をもって更なる努力を重ねる所存である。

3. 指導内容・方法等に関する校内研修の充実

学校の研修については、前回の調査報告書でも、人権教育に関わる校内研修における指導に関する研修の取組を充実させていくことの重要性を指摘したが、今回もその状況については改善が見られるに至っていない【第2章問24】。特に中学校においては明らかな低下傾向が認められ、深刻な状況である。

人権教育の領域に限らず、学校教育においては教職員の世代交代が急速に進みつつある中で、これまで積み重ねられてきた多面にわたる指導方法に係る経験や知恵を効果的に継承・発展させていくことが求められていると同時に、若い世代の新しい感覚も取り入れつつ人権教育を発展させていくことが期待される。こうした観点からも、今後、学校においては、[第三次とりまとめ]の実践等を参考にしつつ、人権教育における指導方法に関する研修を積極的に進めていただきたい。また、教育委員会においては、各学校の取組が進展するための一層の支援を拡充するようお願いしたい。

4. 全ての学校種における人権教育の取組の促進

前回と同様の傾向ではあるが、校種間による取組の差が際立っている。具体的には、小・中学校の取組に比べ、高等学校や特別支援学校による取組が低調であるという傾向が続いており、一部にはその傾向がより強くなっている項目も見られる。また、一部の項目において中学校の取組がやや低調になりつつあることが認められ、懸念される場所である。

人権教育においては、児童生徒の発達における各段階において、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面のいずれもが適切に指導されることが必要である。いずれの学校種においても、それぞれの学校の児童生徒の実態に応じた人権教育が

行われるよう、各学校にお願いしたい。そのために、教育委員会による支援においても、各学校種の特性を踏まえたきめ細かな指導助言活動をお願いしたい【全般】。

5. 人権教育の指導内容における三側面の総合的な取扱い

学校における人権教育で取り上げる指導内容については、前回調査と同様、多様性に対する肯定的態度、他者への想像力や感受性、自尊感情などをはじめとする価値的・態度的側面に関するものが重視され、知識的側面や技能的側面に関する内容はそれほど重視されていない傾向が見られる【第2章問14】。

日常的に生じる生徒指導に関する問題への対処という観点から価値的・態度的側面に関する取組を重点的に実施しているものと推察されるが、人権に関する諸概念や法令等々の多面的な知識と理解力を高める知識的側面、並びに、そうした知識的側面や価値的・態度的側面で培われる資質・能力を活用して自他の人権を実現しようとする際に必要となる諸技能を育成する技能的側面の双方に関わる内容も、同様な重みを置いて同時に取り上げるよう、改善をお願いしたい。

6. 家庭・地域との連携の一層の促進

家庭や地域との連携については、前回同様、学校による家庭・地域との相互理解に関する研修の実施状況は約半分程度に留まっているのみならず、将来的に重点的に進めたいと考える研修に家庭・地域との交流に関する内容を挙げる学校の割合は減少している【第2章問25】。

人権教育は学校における教育活動だけでなく、学校外での生活も含めた児童生徒を取り巻く生活環境全体による影響が大きいことから、学校においては、家庭や地域社会と連携・協力することが人権教育の推進に当たって重要である。このことについて更に理解を深め、学校便りや保護者との懇談会を通じた家庭との情報共有に努めるとともに、地域の協力の下で地域資源を活用した授業や教材づくりなどを図ることにより、学校・家庭・地域の連携を一層推進していただきたい。

以上、前回調査の結果と比較しつつ、特に重要と考えられる現存する課題とその改善に向けた提言を示した。

上述のとおり、教育委員会や学校における人権教育の取組については、前回調査時と同様、概ねその定着が図られつつあり、一部の教育委員会や学校においては独自の取組が積極的に進められていることが確認できた。まず、この点について、教育委員会及び学校の尽力に敬意を表したい。

他方、前回調査時の提言を踏まえ、調査研究会議が新たに取り組んできている「人権教育に関する特色ある実践事例」の収集と公表については、その取組の意義を認め、本事業の継続を望む声が多数の学校から寄せられている一方で、この情報が学校全体の約2割によって活用されているに留まっている。

本事業はあと3年間同様な形で継続することとなっているが、この貴重な資料を各校の研究・実践の一層の充実・発展のために、さらには全国的に人権教育を推進することによる日本の普遍的な人権文化構築のために是非有効に活用していただきたい。

教育委員会による周知の取組にもかかわらず、[第三次とりまとめ]が学校現場において十分には周知されず、活用されていない状況がある。同文書の公表時に全国のすべての学校に頒布されている経緯を踏まえ、教育委員会においては、研修会その他の場で機会を捉え、[第三次とりまとめ]の熟読と活用につき、改めて伝達・指導をお願いしたい。

[第三次とりまとめ]が必ずしも一読して理解できるような文書とは言えない面もあることも踏まえ、当調査会議としても、今後何らかのかたちで補足的な知見や情報の発信・提供の方途を工夫したいと考えている。

また、今日では、教育委員会と学校にとって緊急な課題として、インターネットや携帯電話を用いたいじめなどの人権侵害問題がある。人権課題の様相が多様化する中で、教育委員会や学校が効果的な対応をとることが容易でなくなっている状況がより鮮明になってきている【第1章問19、20、第2章問28】。[第三次とりまとめ]の公表以降も、児童生徒が日々生活する場である学校において、いじめの問題や教員による体罰など児童生徒の人権を侵す深刻な問題が後を絶たず、文部科学省や各教育委員会、学校においてはこれらに対する取組が進められてきている。

人権に関わる諸課題に対しては、即時解決を目指す対応も重要であるが、これらの問題の根源的な解決のためには、人権教育の推進に取り組むことにより、教職員や児童生徒の人権に関する知的理解の深化と、人権感覚の鋭敏化を図ることが必要不可欠である。人権教育は人権問題解決の即効薬ではないとしても、あらゆる人権侵害事象を未然に予防し、不幸にしてそれが生じた場合の解決に必要な資質や能力を確実に育てる確かな可能性が秘められている。今後とも、学校における人権教育の取組をより効果的に支援するため、当調査研究会議としては、[第三次とりまとめ]を補足する資料等を作成・発信したいと考えている。

関係各位の努力により、我が国における人権教育が推進され、子供たちが自分の大切さと他者の大切さを認めることができる人権感覚を育み、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を高め、かつこれを実践する者となることを、そして、全ての人々の人権が尊重される社会が国の内外を問わず実現されることを、切に願うものである。

